

令和 7 年第 5 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 7 年 5 月 23 日（金）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 7 年第 5 回東串良町農業委員会会議録

招集年月日		令和 7 年 5 月 2 3 日						
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）						
開催の日時 及び宣言		開会	令和 7 年 5 月 2 3 日 午前 1 0 時 0 0 分				議長	大村 教男
		閉会	令和 7 年 5 月 2 3 日 午前 時 分				議長	大村 教男
農業委員		出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数 7 名 欠席数 1 名		×	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
		○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×		○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
		○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員 出席数 7 名		○		有留 幸路	○		松元 友信	
		○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
		○		福岡 みどり	○		松留 和江	
		○		村吉 博美	×		谷口 憲三	
会議録署名委員		3 番	稲村 照隆		5 番	鶴丸 千尋		
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅		
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 2 0 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について							
	日程第 2 議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について							
	日程第 3 議案第 2 2 号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について							
	日程第 4 議案第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について							
	日程第 5 議案第 2 4 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他 実施状況の公表について							

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

谷口委員と吉ヶ崎委員から、欠席届が参っております。

出席者 14 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会
令和 7 年第 5 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、3 番稲村委員と 5 番鶴丸委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農用地等の利用権について、賃借権の合意解約が 9 件 17 筆、使用貸借権の
合意解約が 5 件 5 筆ありました。総会資料の最後の方に添付してありますの
で、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に事務
局から、令和 7 年 4 月の定例総会資料の訂正について、先に報告をお願いし
ます。

事務局（中村）

それでは、報告させていただきます。資料は 22 ページの次に掲載してあり
ます。

4 月総会において審議した議案第 14 号農用地利用集積等促進計画案の意見
の、賃借権設定 1 番の出し手について総会資料では〇〇さんとなっていました
が、〇〇委員から違うのではないかと質問がありました。

確認しましたところ、出し手は〇〇さんとなっていましたので訂正させてい
ただきます。

また、使用貸借権設定の 3 番、4 番については取り下げとなります。以上で
報告を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは、ただいまから議事に入りたいと思いま
す。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたし
ます。

はじめに、日程第 1 議案第 20 号農用地利用集積等促進計画案の意見につい
て議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 7 件、使用貸借権
が 4 件、所有権移転が 2 件あります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新3年の利用権設定でございます。

次に2番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇人さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に3番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に4番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に5番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新5年の利用権設定でございます。

次に6番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に7番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規5年の利用権設定でございます。

資料2ページをご覧ください。

使用賃借権の1番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に2番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に3番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に4番、貸人は〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規10年の利用権設定でございます。

資料3ページをご覧ください。

今回、初めての中間管理機構を通した所有権移転があり、1番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

次に2番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

予定としましては、7月1日に公益財団法人鹿児島県地域振興公社が買入をし、売渡の前に総会にて再度審議し、12月31日に〇〇さんへ売渡することとなります。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第1議案20号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第2議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、区分地上権が1件、賃借権設定が1件、所有権移転が8件であります。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料4ページをご覧ください。

区分地上権の19番、貸人は〇〇産業有限会社さん、借人は大阪府の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載されているとおり更新3年の区分地上権設定でございます。

資料5ページをご覧ください。

賃借権設定の20番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり新規10年の賃借権設定でございます。

資料 6 ページをご覧ください。

所有権移転の 21 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

次に 22 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

次に 23 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

次に 24 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

資料 8 ページをご覧ください。

次に 25 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

次に 26 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

次に 27 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。

次に 28 番、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長(大村)

次に、日程第3議案第22号地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について議題といたします。

資料10ページをお開きください。それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局(出水)

それでは説明させていただきます。令和7年4月より農地転用前に事前手続きとして農業振興整備計画の変更に加え、地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画の変更も必要となりました。詳細については別添の資料「地域計画の変更」をご覧ください。

なお、本件については先月の定例総会において農業振興整備計画の変更について質疑した際に、内容について既に説明されているので、詳細の説明は省略させていただきます。

議長(大村)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第22号地域農業経営基盤強化促進計画の変更に対する意見聴取について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第23号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今月は申請が4件あり、全て現地調査を行っております。

それでは資料11ページの〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を村吉委員よりお願いします。

（村吉委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和7年年5月15日木曜日に転用にかかる現地調査を私と福岡推進委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として〇〇さんが出席されました。

今回の申請の目的は居住用の住宅を建設するものであるということです。

申請地は役場からの距離が300m以内の第3種農地で、転用面積も500m以下であることから申請に関しては問題がないものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よりしくお願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

木佐貫委員どうぞ。

木佐貫委員

残りの畑は、どうなりますか？何か作物を作るのですか。

事務局（中村）

お答えさせていただきます。

7 ページにある〇〇さん、〇〇さんのお父様になりますが、その方が買われて耕作される予定です。以上です。

議長（大村）

他に質疑はありませんか。

（質疑なし） の声あり

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に資料 13 ページの〇〇株式会社さんからの転用申請について現地調査の報告を内村委員よろしくお願いします。

（内村委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 7 年年 5 月 15 日木曜日に転用にかかる現地調査を私と鶴丸委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として〇〇さんが出席されました。

今回の申請の目的は令和 4 年に許可がおりている営農型太陽光発電設備の許可の延長を求めるものであるということです。

営農型太陽光発電設備の下部の営農についてはサカキが作付けされており、収穫はまだありますが、農地は適切に管理されておりました。

また資力等のその他の諸条件も特に問題はないものと思われることから申請を認めても問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に資料 15 ページの株式会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を鶴丸委員よろしくをお願いします。

(鶴丸委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 7 年 5 月 15 日木曜日に転用にかかる現地調査を私と吉ヶ崎委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として砂取業者の〇〇さん、および貸人の〇〇さんが出席されました。

今回の申請目的は砂取業者である申請人が申請地から砂を採取することとなっています。

申請地の農地区分は転用が禁止されている農用地区域内農地に該当しますが、今回は期間が 1 年間と限定されており、「農地の一時転用」にあたるものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

どうぞ

木佐貫委員

右の端の三角地帯は残るのですか。

事務局（出水）

お答え致します。三角地帯につきましては、申請地から外してあります。

事務局（宮之前）

高圧線の下部になるところではないですか。

議長（大村）

九電とのやり取りは終わり、支払いも終わっていると思います。

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に資料 16 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を松留和江委員よろしくお願いします。

それでは報告させていただきます。

令和 7 年 5 月 15 日木曜日に転用にかかる現地調査を私と杉木推進委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として砂取業者の〇〇さん、および貸人の〇〇さんが出席されました。

今回の申請目的は砂取業者である申請人が申請地から砂を採取することとなっています。

申請地の農地区分は転用が禁止されている農用地区域内農地に該当しますが、今回は期間が 1 年間と限定されており、「農地の一時転用」にあたるものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大村）
異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上を持ちまして日程第4議案第23号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第5議案第24号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表について議題といたします。

それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局（宮之前）

それでは説明いたします。17ページから22ページをご覧ください。

(別紙資料に基づき説明)

～

活動目標として10日以上としていましたが、実績としまして平均で11.6日となりました。皆様の活動の結果で目標達成となりました。

～

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

他に質疑はございませんか？
なければ、質疑を終結します。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 5 議案第 24 号令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表については、原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

※6 月現地調査：16 日（月）
定例総会：6 月 25 日（水）
申請締切：5 月 30 日（金）※6 月定例総会分

議長（大村）

ありがとうございました。
以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。
これをもちまして、東串良町農業委員会令和 7 年第 5 回定例総会を閉会いたします。